

○新居浜市市営住宅等滞納整理事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、市営住宅及び活性化推進住宅等の住宅使用料、駐車場使用料、督促料及び督促事務費、建築住宅課が直営で管理している水道料金及び下水道使用について滞納が生じた場合及び、遅延損害金、家賃相当損害金が生じた場合において円滑な納付を図るため、入居者及び連帯保証人並びに法定相続人、同居している所得の有る配偶者に対して行う滞納整理事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の表に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅等 新居浜市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び新居浜市市営活性化推進住宅条例（以下「活性化条例」という。）で規定する市営住宅、改良住宅、その他住宅等及び松原移住支援住宅（以下「市営住宅等」という。）をいう。
- (2) 督促等 督促料及び督促事務費をいう。
- (3) 家賃 市営住宅等の住宅使用料をいう。
- (4) 家賃等 家賃及び督促等をいう。
- (5) 水道料金 建築住宅課が直営で管理している上下水道使用料をいう。
- (6) 駐車料金 駐車場使用料及び督促等をいう。
- (7) 損害金 遅延損害金及び家賃相当損害金をいう。
- (8) 債務 同条第2号から第6号に規定するもののうち納期限内に納付されなかったもの及び第7号に規定するものをいう。
- (9) 連帯保証人債務 入居者の滞納している家賃等のことをいう。
- (10) 入居中債務者 債務のある入居者をいう。
- (11) 退去済債務者 債務のある市営住宅等を退去した入居者をいう。
- (12) 日常家事債務者 債務のある入居中債務者又は退去済債務者と同居している配偶者のうち、所得の有る者をいう。ただし当該債務が発生した期間において配偶者として同居していなかった者は除くものとする。
- (13) 債務者 同条第9号から11号に定める債務者及びその連帯保証人並びに相続人をいう。

(14) 不法占拠者 使用承継資格が無いにも関わらず退去しない同居者、使用承継資格が有るにも関わらず使用承継手続を行わない同居者、無人となった部屋（物置、駐車場等含む）に置いてある動産の相続人でありながら退去手続を行わない者をいう。

(督促状及び催告予告書並びに納付指導依頼書等)

第3条 市長は、入居者が納付期限までに家賃、駐車場料金又は水道料金を納付しなかった場合は、当該債務者に対して、納付期限翌日より20日以内にその月の家賃の納付期限と同日とした督促状（第1号様式の1又は第1号様式の2）を作成する。

2 担当課長（又は指定管理者）は、前項に定める督促状を速やかに対象者に送付するものとし、当該督促状を送付する際には、当該債務者の連帯保証人、日常家事債務者、身元引受人に対して、次の表に定める文書を作成し送付することができる。

文書名	対象者	内容	様式
催告予告書 (連帯保証)	連帯保証人	入居者に督促状を送付した旨及び入居者が督促状の納付期限までに納付しなかった場合は滞納している家賃について請求することを予告する文書。	任意様式
催告予告書 (日常家事債務)	日常家事債務者	入居者に督促状を送付した旨及び入居者が督促状の納付期限までに納付しなかった場合は日常家事債務として債務を請求することを予告する文書	任意様式
納付指導依頼書	身元引受人	入居者に督促状を送付した旨及び入居者に対しての納付指導を依頼する文書	任意様式

3 担当課長（又は指定管理者）は、前項に定める督促状を送付するまでに当該債務者の死亡等を知り得た場合は、速やかにその相続人を調査し、債務者を確定しなければならない。

(催告書)

第4条 市長は、前条に定める督促状の納付期限までに納付しなかった入居者（退去時において滞納額から敷金で充当してもなお債務が有る入居者を含む）、その連帯保証人、日常家事債務者に対して、当該催告書状の納付期限翌日より10日以内に、当月の家賃の納付期限と同日とした次の表に定める催告書を作成する。

文書名	対象者	内容	様式
催告書	入居者	納付期限までに納付するように催告する 文書	第 2 号様式
催告書兼納 付指導依頼 書	連帯保証人 身元引受人	納付期限までに納付するように連帯保証 人に催告又は身元引人に入居者に対する納 付指導を行うように依頼する文書	第 3 号様式
催告書（日常 家事債務）	日常家事債務 者	入居者が督促状で支払わなかったので、 代わりに納付するように催告する文書	第 6 号様式

- 2 市長は前項で定める催告書の指定期限までに納付しなかった債務者に対して、当該催告書状の納付期限翌日より 10 日以内に、当月の家賃の納付期限と同日とした次の表に定める催告書を作成する。

文書名	対象者	内容	様式
催告書	入居者	納付期限までに納付するように催告する 文書	第 4 号様式
催告書兼納 付指導依頼 書	連帯保証人 身元引受人	納付期限までに納付するように連帯保証 人に催告又は身元引人に入居者に対する納 付指導を行うように依頼する文書	第 5 号様式
催告書（日常 家事債務）	日常家事債務 者	納付期限までに納付するように催告する 文書	第 7 号様式

- 3 担当課長（又は指定管理者）は、同条に定める催告書を速やかに送付しなければならない。
（最終催告書）

第 5 条 市長は、次の表に該当する者に対して市顧問弁護士と連名での最終催告書を作成する。

ただし、債務残高承認・住宅家賃等納付誓約書（債務名義未取得者）（第 8 号様式）、退去猶予申請書等を提出し、市長がその困窮状況等から分割納付や猶予が妥当と判断した者については除くものとする。

- 2 担当課長（又は指定管理者）は、前項に定める最終催告書について、特定郵便記録を用いて速やかに送付しなければならない。

文書名	対象者	様式
市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書	家賃を3か月以上滞納している入居者	第10号様式の1
市営住宅の明渡し請求書	無断退去者している入居者	第10号様式の2
市営住宅の滞納家賃等請求書兼承継手続催告書	承継資格が有るにも関わらず使用承継手続を行わない同居者（不法占拠者）	第10号様式の3
市営住宅の滞納家賃等請求書（連帯保証）	連帯保証人	第10号様式の4
市営住宅の滞納家賃等請求書兼明渡し請求書	債務又は退去手続が完了していない室内等の動産の相続人	第10号様式の5
市営住宅の明渡し請求書	誓約不履行者、承継無資格同居者、不法占拠者	第10号様式の6
市営住宅の明渡し請求書（迷惑行為）	迷惑行為該当者	第10号様式の7

（法的措置）

第6条 市長は、前条に規定する納期限までに催告された内容を解決しなかった者に対して、支払督促、少額訴訟、明渡し等請求訴訟を行うものとする。ただし債務残高承認・住宅家賃等納付誓約書（最終催告書送付者・債務名義取得者用）（第9号様式）又は承継猶予申請書、退去猶予申請書等を提出し、市長がその困窮状況等から分割納付や猶予が妥当と判断した者については当該誓約内容等を履行している間は除くものとする。

2 市長は相手が前項に定める誓約内容等を不履行した場合は、速やかに支払督促、少額訴訟、明渡し等請求訴訟の対象とし、市顧問弁護士と連名で市営住宅等滞納家賃等の請求及び法的措置について（通知）（第11号様式）を作成する。

3 担当課長（又は指定管理者）は、前項に定める最終催告書について、特定郵便記録を用いて速やかに送付しなければならない。

（生活保護受給者）

第7条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている債務者については、納付指導及び公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて（平成14年3月29日社援保発 0329001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において示された代理納付制度の適用について、福祉事務所に協力を求めるものとする。

（納付指導）

第8条 担当課長（又は指定管理者）は、第3条に規定する督促状の送付から第5条に規定する

最終催告を送付するまでの間、必要に応じて債務者に対し電話催告、文書呼出し、個別訪問等により納付指導を行うものとする。なお、担当課長又は指定管理者は、指導内容その他必要な経過について、面談記録簿を作成し、担当課内（及び指定管理者間）で情報の共有を行うものとする。

- 2 前項による面談記録簿等は、債務者が退去又は当該債務が消滅するまで保管しなければならない。

附 則

（施行時期）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にある新居浜市滞納整理要綱による様式（次項において「旧様式」という。）の規定により使用されている書類は、この新居浜市市営住宅等滞納整理事務処理要領による施行後の様式の規定によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行時期）

- 1 この要領は、令和8年3月16日から施行する。

附 則

（施行時期）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(任意様式) 4月送付の納入通知書に同封する。

●重要なお知らせ●

これまで納入通知書の納付期限までに納付されなかった場合は、入居者(契約者)にのみ督促状をお送りしていましたが、近年、連帯保証人の方々より、債務が発生した段階で速やかに連絡や請求を行ってほしいとの要望が多くなってきましたことから、令和3年4月1日より、督促の段階で連帯保証人に滞納が生じた旨をお知らせすると共に、入居者が督促状の納付期限までに納付されなかった場合は、連帯保証人に請求することにしたのでお知らせします。

なお、納入通知書や督促状の納期限内を超えて金融機関で納付された場合、督促状や催告書が行き違いで送付されてしまいますので、必ず月末(金融機関非営業日の場合は翌営業日)までの納付をお願いします。

(指定管理者又は担当課名)

(任意様式)

事 務 連 絡
年 月 日

連帯保証人 }
身元引受人 } 各位

(指定管理者又は担当課長名)

市営住宅家賃等の滞納についてお知らせ

あなたが連帯保証人又は身元引受人となっている市営住宅等の入居者が家賃等を滞納しましたので、本日、入居者に対して督促状を送付しました。

万が一、督促状の指定期限までに納付されなかった場合は、連帯保証人であるあなたに請求しますので、ご了承ください。

なお、身元引受人につきましては、入居者に対して速やかに納付するように指導をお願いします。

(表)



新居浜市 納付書(納入済通知書)

口座番号	01600-9-960184	加入者名	新居浜市会計管理者
		未 納 額	円
		督促手数料	円
		延 滞 金	円
		合 計 金 額	円
		納 期 限	
		指 定期 限	

この宛名部分を切り取って払込窓口へお出しください。

CVS等収納用

収納代行：CNS

バーコード使用期限

バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。
上記のとおり領収しましたので通知します。
新居浜市会計管理者様 新居浜市指定金融機関様
新居浜市収納代理金融機関様
ゆうちょ銀行ATMでのお取扱いはありません。

領収日付印

新居浜市保管・CVS等本部控

新居浜市 納付書(原符)

口座番号	01600-9-960184
加入者名	新居浜市会計管理者

未 納 額	円
督促手数料	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円
納 期 限	
指 定期 限	
備 考	

上記のとおり納付します。

収納代行：CNS

領収日付印

金融機関保管・CVS等店舗控

督促状兼領収証書

口座番号	01600-9-960184
加入者名	新居浜市会計管理者

未 納 額	円
督促手数料	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円
納 期 限	
指 定期 限	
備 考	

上記のとおり未納になっていますので、上記指定期日までにこの納付書にて納付してください。

上記のとおり領収しました。

新居浜市会計管理者
新居浜市指定金融機関
新居浜市収納代理金融機関

収納代行：CNS

お問い合わせ先は
裏面に記載しています

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

② ①②の順に矢印方向へゆっくり剥がして中をご覧ください。

(裏)

郵便はがき

◎市税等の納付は、
簡単！確実！安心！
口座振替を
御利用ください。

次のいずれかの方法で指定期限
までに納付してください。

金融機関等で納付

- 新居浜市公金収納取扱金融機関
伊予銀行、愛媛銀行、えひめ未来
農業協同組合、三井住友銀行、東
予信用金庫、広島銀行、百十四銀
行、香川銀行、高知銀行、四国労
働金庫、愛媛信用金庫
- 新居浜市別子山支所

◆おことわり◆

本状を受け取られる前に納付済みの場合は行き違いですからあしからずご了承ください。

◆ご注意◆

引き続き納付されない場合は、連帯保証人への通知又は法的措置等必要な措置をとることになります。

<問合せ先>
新居浜市役所 建築住宅課(4階)
TEL(0897)65-1277
FAX(0897)65-1276

(表)

上下水道使用料納入通知書

上水道料		円
下水道料 浄化槽負担金		円
合 計		円

上下水道使用料督促状

上記の上下水道使用料が未納になっております。

下記の納期限までに必ず納付してください。

上記の料金を納期限までに納めてください。

新居浜市長

本状を受け取られる前に納付済の場合は、行き違いですからあしからず御了承ください。

新居浜市 382951

上下水道使用料
領 収 証 書

集金区分

納期限

使用者番号	
使用水量	m
上水道料	円
下水道料 浄化槽負担金	円
使用料計	円
	円
合 計	円
上記のとおり領収 しました	
領収目付印	

領収証書は5年間大切に保管してください。
領収目付印のないものは無効です。
(納入者保管)

新居浜市 382951

上下水道使用料
納 付 書

集金区分

納期限

使用者番号	
使用水量	m
上水道料	円
下水道料 浄化槽負担金	円
使用料計	円
	円
合 計	円
上記のとおり納付 します	
領収目付印	

(納付場所保管)

新居浜市 382951

【督促】 上下水道使用料 領収済通知書

集金区分

納 期 限

下記のとおり通知します。

区分	帳 票	測定年度	科 目	内 部 番 号	使用月	区 分	
1	2	3	4	5	6	7	8
使用水量				使用料		37 円	
領 収 目 付 印					円		
					円		
	合 計				円		

(市役所保管) 記入欄 0123456789 ※メモは記入しないでください。
この用紙は直接機械に読み込めますから折ったり汚さないようにしてください。

(裏)

納 付 場 所

第2号様式

第 号
年 月 日

新居浜市

(住宅名)

(入居者氏名) 様

新居浜市長 (市長名) 印

催 告 書

先日、あなたが滞納している家賃等について督促しましたが、督促状の指定期限までに納付されませんでしたので、次の指定期日までに一括納付するように催告します。
なお、連帯保証人にも同様の催告をしておりますので、双方でご相談のうえ、納付してください。

〔滞納金額〕 別紙のとおり 〔指定期日〕 年 月 日

◎督促状の指定期限を超えて納付された方につきましては、催告書が送付される場合がありますので、行き違いですので、あしからずご了承ください。

◎問合せ先 (1) (指定管理者住所)

(指定管理者名) (指定管理者事務所電話番号)

(2) (担当課住所) (新居浜市役所 階)

(担当課名) (担当課電話番号)

第3号様式

第 号
年 月 日

(保証人氏名データ) 様

新居浜市長 (市長名) 印

催告書兼納付指導依頼書

先日、あなたが連帯保証人又は身元引受人になっている市営住宅入居者に滞納家賃等の督促を行いました但納付されませんでしたので、連帯保証人であるあなたに対して一括納付するように催告します。

なお、入居者にも同様の催告をしておりますので、双方でご相談のうえ、次の指定期限までに納付してください。身元引受人におかれましては、入居者に対して速やかに納付するようにご指導をお願いします。

〔入居者情報〕 住宅 号 様
〔滞納金額〕 別紙のとおり 〔指定期日〕 年 月 日

◎この催告書到達前に納入されているときは、行き違いですので、あしからずご了承ください。

◎問合せ先 (1) (指定管理者住所)

(指定管理者名) (指定管理者事務所電話番号)

(2) (担当課住所) (新居浜市役所 階)

(担当課名) (担当課電話番号)

第4号様式

第 号
年 月 日

新居浜市

(住宅名)

(入居者氏名) 様

新居浜市長 (市長名) 印

催 告 書

先日、あなたに対して催告を行いましたが、指定期限までに納付されませんでしたので、次の指定期日までに一括納付するように催告します。

なお、指定期限までに納付されなかった場合は、連帯保証人も含めて支払督促、住宅の明渡し請求等の法的措置の対象となりますのでご注意ください。

〔滞納金額〕 別紙のとおり 〔指定期日〕 年 月 日

◎督促状の指定期限を超えて納付された方につきましては、催告書が送付される場合がありますので、行き違いですので、あしからずご了承ください。

◎問合せ先 (1) (指定管理者住所)

(指定管理者名) (指定管理者事務所電話番号)

(2) (担当課住所) (新居浜市役所 階)

(担当課名) (担当課電話番号)

第5号様式

第 号
年 月 日

(保証人氏名データ) 様

新居浜市長 (市長名) 印

催告書兼納付指導依頼書

先日、あなたが連帯保証人又は身元引受人となっている市営住宅入居者の滞納家賃等について、入居者及び連帯保証人に催告しましたが、納付期限までに納付されませんでした。このままですと連帯保証人も含めて支払督促、住宅の明渡し請求等の法的措置の対象となりますのでご注意ください。

身元引受人におかれましては、入居者に対して速やかに納付するようにご指導をお願いします。

[入居者情報] 住宅 号 様

[滞納金額] 別紙のとおり

◎この催告書到達前に納入されているときは、行き違いですので、あしからずご了承ください。

◎問合せ先 (1) (指定管理者住所)

(指定管理者名) (指定管理者事務所電話番号)

(2) (担当課住所) (新居浜市役所 階)

(担当課名) (担当課電話番号)

第6号様式

第 号
年 月 日

(収入のある同居配偶者) 様

新居浜市長 (市長名) 印

催告書 (日常家事債務者)

先日より、あなたの配偶者である 様に対して滞納家賃等の督促や催告を行いましたが納付されませんでした。

つきましては、同居している配偶者であるあなたに対して、日常家事債務として催告しますので、次の納付期限までに一括納付をお願いします。

なお、指定期限までに納付されない場合は、入居者、連帯保証人だけでなく、あなたも含めて支払督促、住宅の明渡し請求等の法的措置の対象となりますのでご注意ください。

- 1 納付期限 年 月 日
- 2 滞納金額 別紙のとおり
- 3 そ の 他 この催告書到達前に納入されているときは、行き違いですので、あしからずご了承ください。

◎問合せ先 (1) (指定管理者住所)

(指定管理者名) (指定管理者事務所電話番号)

(2) (担当課住所) (新居浜市役所 階)

(担当課名) (担当課電話番号)

第7号様式

第 号
年 月 日

(収入のある同居配偶者) 様

新居浜市長 (市長名) 印

催告書 (日常家事債務者)

先日より、あなたの配偶者である 様の滞納家賃等について、日常家事債務としてあなたに催告を行いましたが納付されませんでした。

つきましては、日常家事債務として再度催告しますので、次の納付期限までに一括納付をお願いします。

なお、指定期限までに納付されない場合は、入居者、連帯保証人だけでなく、あなたも含めて支払督促、住宅の明渡し請求等の法的措置の対象となりますのでご注意ください。

- 1 納付期限 年 月 日
- 2 滞納金額 別紙のとおり
- 3 その他 この催告書到達前に納入されているときは、行き違いですので、あしからずご了承ください。

◎問合せ先 (1) (指定管理者住所)

(指定管理者名) (指定管理者事務所電話番号)

(2) (担当課住所) (新居浜市役所 階)

(担当課名) (担当課電話番号)

(表)

第8号様式

債務残高承認・住宅家賃等納付誓約書（債務名義未取得者）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

住 所 :

氏 名 : ⑩

電 話 : (自宅) (携帯)

勤 務 先 : (名称) (電話)

..... (住所)

連帯保証人 住 所 :

氏 名 : ⑩

電 話 : (自宅) (携帯)

勤 務 先 : (名称) (電話)

..... (住所)

連帯保証人 住 所 :

氏 名 : ⑩

電 話 : (自宅) (携帯)

勤 務 先 : (名称) (電話)

..... (住所)

私達は貴市に対して、次のとおり、市営住宅.....団地.....号（名義人.....）の債務（滞納家賃、督促事務費等、共益費、損害金等）があることを認め、個人情報取得等に関する同意条項を承認の上、納付計画に基づき納付することを誓約します。

なお、万が一、納付計画どおりに支払わなかった場合は、未払家賃等を一括して支払い、及び関係法令又は条例に規定する措置を受けても異議はありません。

滞納家賃等 (未払金)	金額	円 (年 月 日現在)			
	内訳		円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
納付計画					
分割理由					
添付書類 (分納時)					
特記事項					

(裏)

個人情報取得等（調査・照会・利用）同意条項

1 新居浜市が保有する個人情報

新居浜市に対する債務の履行に延滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、新居浜市が保有する次の私及び同居者の個人情報について、情報を保有する所管課所から情報の提供を受け、利用することに同意します。

- (1) 新居浜市が有する私に対する債権に係る滞納の有無並びに滞納の内容及び金額
- (2) 勤務先の名称及び住所（特別徴収義務者の名称及び住所）
- (3) 預金口座のある金融機関（支店等）等の名称
- (4) 市民税・県民税に関する情報（所得の種類及び金額並びに収入の種類、その収入に関わる支払者の名称及び住所、所得控除の種類及び控除額並びに生命保険の控除の対象となった保険料の支払先の名称及び住所等）
- (5) 固定資産税・都市計画税に関する情報（固定資産税台帳に登録された土地・家屋の所在地、価格、所有状況等）
- (6) 地方税法15条による徴収猶予、同法15条の5による換価の猶予及び同法15条の7による滞納処分停止の措置の有無
- (7) 生活保護費受給の有無
- (8) その他新居浜市が債権回収のために必要な情報

2 新居浜市が保有しない個人情報

新居浜市に対する債務の履行に延滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、次の私及び同居者の個人情報について、情報を保有する関係機関から情報の提供を受け、利用することに同意します。

私の貴市に対する債務の履行に延滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、貴市が、私の個人情報を保有する関係機関に対して、次のとおり調査・照会を行い、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

- (1) 金融機関から取引口座の有無及び取引状況の情報の提供を受けること。
- (2) 保険会社から加入状況及び保険契約内容の情報の提供を受けること。
- (3) 勤務先又は受注先から、私及び同居者が有する給与債権、報酬債権、売掛金債権に関する情報の提供を受けること。
- (4) 私又は同居者と賃貸借契約を締結した借主、賃貸物件を管理している不動産管理会社、賃貸物件を紹介した不動産仲介業者等から私の連絡先、転居先住所の情報の提供を受けること。
- (5) 新居浜市から転出した場合において、その転出先である他市町村より債権回収のために必要情報の提供を受けること。
- (6) その他新居浜市が債権回収のために必要な情報

(表)

第9号様式

債務残高承認・住宅家賃等納付誓約書（最終催告書送付者・債務名義取得者用）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

住 所 :

氏 名 : 印

電 話 : (自宅) (携帯)

勤 務 先 : (名称) (電話)

..... (住所)

連帯保証人 住 所 :

氏 名 : 印

電 話 : (自宅) (携帯)

勤 務 先 : (名称) (電話)

..... (住所)

連帯保証人 住 所 :

氏 名 : 印

電 話 : (自宅) (携帯)

勤 務 先 : (名称) (電話)

..... (住所)

私達は貴市に対して、次のとおり、市営住宅.....団地.....号（名義人.....）の債務（滞納家賃、督促事務費等、共益費、損害金等）があることを認め、個人情報取得等に関する同意条項を承認の上、納付計画に基づき納付することを誓約します。

なお、万が一、納付計画どおりに支払わなかった場合は、貴市の催告を待つまでもなく、未払家賃等を一括して支払い、及び関係法令又は条例に規定する措置を受けても異議はありません。

滞納家賃等 (未払金)	金額	円 (年 月 日現在)			
	内訳		円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
			円	年 月～	年 月 (月分)
納付計画					
分割理由					
添付書類 (分納時)					
特記事項					

個人情報取得等（調査・照会・利用）同意条項

1 新居浜市が保有する個人情報

新居浜市に対する債務の履行に延滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、新居浜市が保有する次の私及び同居者の個人情報について、情報を保有する所管課所から情報の提供を受け、利用することに同意します。

- (1) 新居浜市が有する私に対する債権に係る滞納の有無並びに滞納の内容及び金額
- (2) 勤務先の名称及び住所（特別徴収義務者の名称及び住所）
- (3) 預金口座のある金融機関（支店等）等の名称
- (4) 市民税・県民税に関する情報（所得の種類及び金額並びに収入の種類、その収入に関わる支払者の名称及び住所、所得控除の種類及び控除額並びに生命保険の控除の対象となった保険料の支払先の名称及び住所等）
- (5) 固定資産税・都市計画税に関する情報（固定資産税台帳に登録された土地・家屋の所在地、価格、所有状況等）
- (6) 地方税法15条による徴収猶予、同法15条の5による換価の猶予及び同法15条の7による滞納処分停止の措置の有無
- (7) 生活保護費受給の有無
- (8) その他新居浜市が債権回収のために必要な情報

2 新居浜市が保有しない個人情報

新居浜市に対する債務の履行に延滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、次の私及び同居者の個人情報について、情報を保有する関係機関から情報の提供を受け、利用することに同意します。

私の貴市に対する債務の履行に延滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で、貴市が、私の個人情報を保有する関係機関に対して、次のとおり調査・照会を行い、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

- (1) 金融機関から取引口座の有無及び取引状況の情報の提供を受けること。
- (2) 保険会社から加入状況及び保険契約内容の情報の提供を受けること。
- (3) 勤務先又は受注先から、私及び同居者が有する給与債権、報酬債権、売掛金債権に関する情報の提供を受けること。
- (4) 私又は同居者と賃貸借契約を締結した借主、賃貸物件を管理している不動産管理会社、賃貸物件を紹介した不動産仲介業者等から私の連絡先、転居先住所の情報の提供を受けること。
- (5) 新居浜市から転出した場合において、その転出先である他市町村より債権回収のために必要情報の提供を受けること。
- (6) その他新居浜市が債権回収のために必要な情報。

年 月 日

（入居者氏名） 殿

新居浜市長 印

新居浜市顧問弁護士 印

市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書

貴殿は再三の催告にもかかわらず市営住宅（後記）の家賃等の滞納を続け、その滞納月数及び滞納額は、別紙のとおりとなっております。

ついては、指定期限（後記）までに滞納家賃等を一括全納するよう最終催告します。

同期限までに履行なき場合は、本書をもって、公営住宅法第32条第1項、新居浜市市営住宅条例第48条第1項の規定に基づき、指定期限日にて、同住宅の使用許可を取り消すので、その時は直ちに同住宅を明渡し下さい。なお、明渡しを完了させるには、市の担当課である建築住宅課の確認を受ける必要があります。

使用許可が取り消されたにも関わらず明渡しを完了されなかった場合には、貴殿に対し、市営住宅の明渡し並びに指定期限日までの滞納家賃及び同日の翌日から明渡しの日までの家賃の2倍に相当する額の損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起します。その旨ご了承下さい。

記

- 1 市営住宅の表示：（住宅名）
- 2 指 定 期 限： 年 月 日
- 3 問 合 せ 先：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部建築住宅課 ☎（0897）65－1277

年 月 日

（無断退去者氏名） 殿

新居浜市長 印

新居浜市顧問弁護士 印

市営住宅の明渡し請求書（無断退去）

貴殿は、市営住宅（後記）の退去手続又は使用承継手続を行うことなく、新居浜市に無断で同住宅から退去しています。

したがって、公営住宅法第32条、新居浜市市営住宅条例第48条の規定により、指定期限（後記）の日付をもって同住宅の使用許可を取消すことを通知するとともに、同期限までに滞納家賃等の一括全納及び同住宅を明渡しよう請求します。なお、明渡しを完了させるには、市の担当課である建築住宅課の確認を受ける必要があります。

指定期限までに滞納家賃等の一括全納及び明渡しを完了されなかった場合は、貴殿に対し、同住宅の明渡し及び損害賠償等を求める訴訟を提起します。その旨ご了承下さい。

記

- 1 市営住宅の表示：（住宅名）
- 2 指 定 期 限： 年 月 日
- 3 問 合 せ 先：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部建築住宅課 ☎（0897）65－1277

年 月 日

（未承継同居者氏名） 殿

新居浜市長

印

新居浜市顧問弁護士

印

市営住宅の滞納家賃等請求書兼承継手続催告書

貴殿は、（入居者氏名）氏に使用を許可していた市営住宅（後記）に居住していますが、当市への使用承継手続（市条例17条）等を行っておりませんので、貴殿は同住宅を不法に占拠している状態です。（【滞納もある場合】また、家賃等についても、滞納を続け、今日までの滞納日数及び滞納額は、別紙のとおりとなっております。）

(1) 引き続き居住を希望する場合

ア 貴殿が引き続き同住宅に居住することを希望するならば、当市は、貴殿に対し、指定期限（後記）までに、①滞納家賃等がある場合は一括全納し、②使用承継手続を行うよう最終催告します。

イ 指定期限までに①②の履行なき場合は、直ちに同住宅を明渡し下さい。なお、明渡しを完了させるには、市の担当課である建築住宅課の確認を受ける必要があります。

明渡しを完了されなかった場合は、貴殿に対し、市営住宅の明渡し並びに指定期限日までの滞納家賃等及び同日の翌日から明渡しの日までの賃料相当額の損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起します。その旨ご了承下さい。

(2) 引き続きの居住を希望しない場合（退去する場合）

退去する場合は、速やかに、その旨を建築住宅課に連絡し、指定期限までには、①滞納家賃等がある場合は一括全納し、②同住宅を明渡し、退去して下さい。

記

1 市営住宅の表示：（住宅名）

2 指 定 期 限： 年 月 日

3 問 合 せ 先：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部建築住宅課 ☎（0897）65－1277

第10号様式の4（連帯保証人）

年 月 日

（入居者氏名）氏の連帯保証人

（連帯保証人氏名） 殿

新居浜市長 印

新居浜市顧問弁護士 印

市営住宅の滞納家賃等請求書（連帯保証）

貴殿が連帯保証人となって市営住宅（後記）に居住している、（入居者氏名）氏の家賃等が、別紙のとおり滞納になっています。

本人に対して再三にわたり督促及び催告をしてきましたが、納付がないため、連帯保証人である貴殿に対して、指定期限（後記）までに滞納家賃等を一括全納されるよう請求します。

指定期限までに一括全納されなかった場合は、公営住宅法第32条、新居浜市市営住宅条例第48条の規定により、指定期限日までの滞納家賃及び同日の翌日から明渡しの日までの家賃の2倍に相当する額の損害賠償金の支払い等を求める訴訟を提起することになります。その旨ご了承下さい。

記

1 市営住宅の表示：（住宅名）

2 指 定 期 限： 年 月 日

3 問 合 せ 先：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部建築住宅課 ☎（0897）65－1277

第10号様式の5（相続人）

年 月 日

（入居者氏名）氏の相続人

（相続人氏名） 殿

新居浜市長 印

新居浜市顧問弁護士 印

市営住宅の滞納家賃等請求書兼明渡し請求書

後記の市営住宅に居住していた（入居者氏名）氏（以下、単に、「被相続人」といいます）が死亡されました。

ついては、相続人である貴殿に対して、指定期限（後記）までに、同住宅内にある被相続人が保有していた家財道具等を引き取る等して、同住宅の明渡しを完了されるよう催告します。なお、明渡しを完了させるには、市の担当課である建築住宅課の確認を受ける必要があります。

指定期限までに明渡しを完了されなかった場合には、当市は貴殿に対し、市営住宅の明渡し及び明渡しの日までの賃料相当額の損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起することになります。その旨ご了承下さい。

記

- 1 市営住宅の表示：（住宅名）
- 2 指 定 期 限： 年 月 日
- 3 問 合 せ 先：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部建築住宅課 ☎（0897）65－1277

第10号様式の6（誓約不履行者、承継無資格同居者、不法占拠者）

年 月 日

（誓約不履行者、承継無資格同居者、不法占拠者氏名） 殿

新居浜市長 印

新居浜市顧問弁護士 印

市営住宅の明渡し請求書

貴殿は、新居浜市の許可を受けることなく、市営住宅（後記）を不法に占拠しています。指定期限（後記）までに、賃料相当額の損害賠償金等を支払った上で、同住宅の明渡しを完了されるよう請求します。なお、明渡しを完了させるには、市の担当課である建築住宅課の確認を受ける必要があります。

指定期限までに損害賠償金等の納付及び明渡しを完了されなかった場合は、貴殿に対し、市営住宅の明渡し及び損害賠償等を求める訴訟を提起します。その旨ご了承下さい。

記

- 1 市営住宅の表示：（住宅名）
- 2 指 定 期 限： 年 月 日
- 3 問 合 せ 先：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部建築住宅課 ☎（0897）65－1277

第10号様式の7（迷惑行為等）

年 月 日

（入居者氏名） 殿

新居浜市長 印

新居浜市顧問弁護士 印

市営住宅の明渡し請求書（迷惑行為）

貴殿は、市営住宅又は共同施設を正常な状態において維持せず、周辺環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為（市営住宅又は共同施設の毀損、ペットの無断飼育、周辺への不法投棄、住民又は職員への暴力行為、住民又は職員への犯罪行為等）をしていることから、警告書等により改善指導を行ってまいりましたが、未だに改善されておられません。

また、市営住宅（後記）の家賃等の滞納を続け、その滞納月数及び滞納額は、別紙のとおりとなっております。

ついては、指定期限（後記）までに滞納家賃等を一括全納し、市営住宅又は共同施設を原状復旧した上で、同住宅の明渡しを完了されるよう請求します。なお、明渡しを完了させるには、市の担当課である建築住宅課の確認を受ける必要があります。

指定期限までに損害賠償金等の納付及び明渡しを完了されなかった場合は、貴殿に対し、市営住宅の明渡し及び損害賠償等を求める訴訟を提起します。その旨ご了承下さい。

記

- 1 市営住宅の表示：（住宅名）
- 2 指 定 期 限： 年 月 日
- 3 問 合 せ 先：愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部建築住宅課 ☎（0897）65－1277

第 1 1 号様式

第 号
年 月 日

(肩書)

殿

新居浜市長 印

新居浜市顧問弁護士 印

市営住宅等滞納家賃等の請求及び法的措置について（通知）

貴殿より提出された債務残高承認・住宅家賃等納付誓約書にもとづき、市営住宅等の滞納家賃等（共益費含む）について分割納付を認め、関係法令又は条例に規定する措置を猶予しておりましたが、納付誓約の履行を怠りましたことから、次のとおり請求しますので、指定期限までに履行してください。

なお、指定期限までに請求内容を履行しなかった場合は、法的処置の対象といたしますのでご了承ください。

指定期限	年 月 日
請求内容	☐ 市営住宅等にかかわる債務の一括納付 ☐ 市営住宅等の明渡し（（住宅名））
法的措置	☐ 市営住宅等の明渡等請求（訴訟） ☐ 強制執行（市営住宅等の明渡） ☐ 強制執行（市営住宅等にかかわる債務の差押）